

鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について

制定
19 生産第 9427 号
平成 20 年 3 月 31 日
農林水産省生産局長通知

最終改正 令和 8 年 4 月 7 日付け 7 農振第 2339 号

鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農振第 2333 号農林水産事務次官依命通知）（以下「要綱」という。）第 4 第 2 項（1）に定める事業の推進事業（鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）（以下「要領」という。）別記 1 第 2 の 2 に規定する推進事業をいう。以下同じ。）及び整備事業（要領第 2 の 1 に規定する整備事業をいう。以下同じ。）並びに要綱第 4 第 2 項（4）から（6）までに定める事業の実施に必要な交付金の配分基準を、次のとおり定める。

第 1 配分基準

- 1 要綱第 4 第 2 項（1）の事業の推進事業及び整備事業並びに要綱第 4 第 2 項（4）の事業に対する配分額は、都道府県別の被害軽減率（野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領（平成 19 年 9 月 26 日付け 19 生産第 3909 号農林水産省生産局長通知）に基づく配分対象年度の前年度を除く直近 3 か年度の初年度被害額に対する最終年度被害額の減少率）、配分対象年度の前年度を除く直近年度の事業における総事業費に占める都道府県費及び市町村費の割合、各都道府県の全市町村のうち ICT 機器を活用して被害防止に取り組んでいる市町村の割合、各都道府県の全市町村のうち捕獲実績や被害状況等を地図上に可視化し被害防止に取り組んでいる市町村の割合、各都道府県の全市町村のうち被害防止対策に専門的知見を有し対策を立案・指揮する専門員を配置している市町村の割合、直近の事業評価において事業評価の対象となった事業実施主体のうち目標達成率が 70%以上の事業実施主体の割合及び別表 1（事業実施主体がコンソーシアム（要領別記 1 の第 1 の 3 の（2）に規定するコンソーシアムをいい、第 1 の 3 の（3）に規定する広域コンソーシアムを除く。）の場合は、別表 2）に基づき算定したポイントの合計値に応じて、各都道府県の要望額を上限に配分する。ただし、各都道府県の要望額が予算額を大幅に上回る場合には、配分額の上限を設定するものとする。

なお、整備事業のうち処理加工施設の事業に対する配分額については、事業の有効性、事業計画の精度、衛生管理認証の取得状況、衛生管理に係る研修の

主催又は受講の状況等を考慮し、算定するものとする。また、捕獲技術高度化施設を整備する事業については、当該施設の整備に係る要望額を都道府県に配分できるものとする。この場合、各都道府県の要望額を上限とする。

要綱第4第2項(5)の事業に対する配分額については、事業の有効性、有害捕獲に対する都道府県や市町村の負担等を考慮し、算定するものとする。この場合、各都道府県の要望額を上限とする。

要綱第4第2項(6)のうちICTフル活用型の事業に対する配分については、事業実施計画書に記載の事業内容について、別表3に基づき、予算額の範囲内において予算を配分する。

要綱第4第2項(6)のうち加害個体重点捕獲型の事業に対する配分については、別表4に基づき、算定したポイントの順に、予算額の範囲内において予算を配分する事業実施主体を決定するものとする。

ただし、ポイントが10点に満たない事業実施主体については、ポイントの順位にかかわらず、配分対象としない。

なお、10点以上の事業実施主体の要望額が、予算額の範囲を超過する場合にあって、同一の都道府県内に複数(北海道にあっては5以上)の事業実施主体がある場合には、当該都道府県内の事業実施主体のうち、ポイントの低い事業実施主体を、全体のポイントの順位にかかわらず配分対象としないこととする。

- 2 都道府県をまたぐ広域協議会の要綱第4第2項(1)の事業の推進事業及び整備事業並びに要綱第4第2項(4)の事業に対する配分額は、関係する都道府県を考慮し、1に準じて算定するものとする。
- 3 鳥獣被害の著しい市町村等のうち、対策の高度化に意欲ある市町村を対象として、都道府県及び市町村等の関係者が連携して重点的な対策を講じる場合は、予算額の範囲内において優先配分するものとする。
- 4 要綱第4第2項(1)の事業の推進事業及び整備事業に対する配分額の算定に当たっては、要領別記1の第5の3ただし書による報告において、前々年度の総合支援チェックシートの取組に関する指導を受けたにもかかわらず、その取組が適切に行われなかったことが確認され、更に指導を行ってもなお改善が見込まれなかった場合、当該事業実施主体に係る要望額を1の各都道府県の要望額から減じる。なお、2の都道府県をまたぐ広域協議会の場合にあっては、当該事業実施主体に係る要望額を減じる。
- 5 要綱第4第2項(4)の事業に対する配分額の算定は、4に準ずるものとする。この場合、「総合支援チェックシート」とあるのは「緊急捕獲チェックシート」と読み替えるものとする。

第2 配分基準の考え方の見直し

本配分基準の考え方については、対策の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

別表 1

審査項目及び取組内容の基準	ポイント
<p>1 事業の取組</p> <p>ア 推進事業に取り組む場合において、実施要領別記1別表1の2の(1)②有害捕獲、③被害防除、④生息環境管理を (1) 3つ全て実施する 2 (2) 2つ実施する 1</p> <p>イ 推進事業に取り組む場合において、実施要領別記1別表1の2の(1)⑥から⑬まで(以下「A」とする。)、(2)から(4)まで及び(6)から(8)まで(以下「B」とする。)並びに(5)(以下「C」とする。)の事業メニューについて、 (1) A、B及びC全て1種以上実施する 2 (2) AかつB又はCで1種以上実施する 1</p> <p>ウ 整備事業に取り組む場合において、広域柵による整備を実施する 1</p>	
<p>2 他分野との連携の状況(3ポイントを限度として加算する。)</p> <p>ア 整備事業に取り組む場合において、事業実施予定の各受益地区に地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)の区域内の農地が含まれており、かつ、当該地域計画において、鳥獣被害防止対策に取り組むこととされている 1</p> <p>イ 推進事業に取り組む場合において、裨益する農地の中に地域計画の区域内の農地が含まれており、かつ、当該地域計画において、鳥獣被害防止対策に取り組むこととされている 1</p> <p>ウ 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(1)の集落協定に基づき、耕作放棄の防止等の活動に取り組み、鳥獣被害防止対策に取り組むことが計画に明記されている 1</p> <p>エ 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画又は別紙2の第5の1の事業計画に基づき、農地の適切な維持及び保全に取り組むこととされている 1</p> <p>オ 農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知)第3第1項(4)に定める最適土地利用総合対策により地域ぐるみで土地利用構想を策定している 1</p> <p>カ 推進事業に取り組む場合において、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)における安定取引関係確立事業活動計画や流通合理化事業活動の認定を受けている事業者が事業実施主体に含まれる 1</p> <p>キ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年12月11日法律第95号)第13条に規定する国土強靱化地域計画に鳥獣被害防止対策が位置付けられている 1</p> <p>ク 地方公共団体が作成した地域再生計画において、地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に推進事業又は整備事業の取組に係る記載があり、同計画が同条第15項の規定に基づき認定されている 1</p>	

執行実績の基準	不用額換算係数
各都道府県が配分対象年度の前々年度に配分を受けた割当額のうち、未執行となった額が、	
5%未満	1.00
5%以上 10%未満	0.95
10%以上 15%未満	0.90
15%以上 20%未満	0.85
20%以上	0.80

注1) 1のウについては、地域における被害状況、生息状況及び侵入経路等を把握し、効果的な整備計画を作成した上で、以下の整備を行う場合にポイントを付与するものとする。

- ①集落を囲う柵
- ②道路等により囲まれた広域的な区域単位で囲う柵
- ③鳥獣の生息域の山際に沿って設置する柵
- ④特定の農地を囲うことで後背地域を含む広域的な被害防止が期待される柵

注2) 2のウ及びエについては、市町村で取り組まれているかどうかで判断してよいものとする。

注3) 2のオ及びキについては、推進事業は協議会が、整備事業は当該協議会の構成員がそれぞれ取り組む場合など、事業実施主体が異なる場合であっても、同一地域内において事業に取り組む場合はポイントを加算できるものとする。

注4) 2のキについては国土強靱化地域計画の策定状況に、2のクについてはまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を記載する地域再生計画の認定状況に基づいて算定するものとする。

注5) 2のカについては、活動計画の認定状況に基づいて算定するものとし、認定を受けている場合は認定通知書（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の適正化に関する法律に基づく計画認定等事務取扱要領（令和7年10月1日付け7新食第1519号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）別記様式第7号とその添付資料）を、認定が見込まれる場合は申請中の計画申請書（同要領別記様式第1号及び別記様式第2号とその添付資料）を提出するものとする。

注6) 各都道府県が配分対象年度の前々年度に配分を受けた割当額のうち、未執行となった額を算出し、不用額率に応じた係数を合計ポイントに乗じることとする。

なお、未執行となった額の算定においては、以下のとおりとする。

- ①要綱第4の1のただし書きによる災害等緊急に対応する必要がある事案のために、追加交付を受けた場合においては、その未執行となった額を除くことができるものとする。
- ②気象災害による生息環境変化その他やむを得ない事由による場合においては、その未執行となった額を除くことができるものとする。なお、その場合の具体例は以下のとおりであり、明確な基礎データにより確認可能なものに限る。
 - (1) 例年と比較した豪雪・少雪の影響で、捕獲期間・場所等が制限され、例年と同程度の出役（捕獲従事日数又は捕獲従事者数。（2）から（4）までにおいて同じ。）において、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合
 - (2) 豪雨災害により捕獲現場が被災した影響で、捕獲期間・場所が制限され、例年と同程度の出役において、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合
 - (3) 豪雨災害により捕獲従事者が被災した影響やその他やむを得ない事由の影響により、例年と同程度の出役が出来ないことで、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合
 - (4) 例年の統計データ等より、鳥獣の生息状況を想定していたが、状況の変化（生息域における果実類等の豊凶状況、豚熱のまん延状況等）により、例年と同程度の出役において、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合

別表 2

審査項目及び取組内容の基準	ポイント
1 総合性に関する審査 有害捕獲と連携した取組が行われる	1
2 実施体制・実効性に関する審査 コンソーシアムの構成員として、捕獲者、処理加工者、流通業者、販売者の全てを含む	1
3 ジビエ等の取扱量目標に対する審査 ア コンソーシアムにおいて、ジビエ等の取扱量を30%以上拡大する目標を定め、当該目標に向かって取り組む イ コンソーシアムにおいて、ジビエ等の取扱量を20%以上拡大する目標を定め、当該目標に向かって取り組む	2 1
4 ジビエ等の取扱量実績に対する審査 ア コンソーシアム構成員の配分対象年度の前々年度のジビエ取扱量が10トン以上ある イ コンソーシアム構成員の配分対象年度の前々年度のジビエ取扱量が5トン以上ある ウ コンソーシアム構成員が配分対象年度の前々年度に捕獲した鳥獣を食肉、ペットフード以外の用途（皮革等）での取扱がある	2 1 1
5 その他（2ポイントを限度として加算する） ア 複数市町村を対象範囲とする被害防止計画に基づく取組である イ 推進事業・整備事業を一体的に取り組む ウ 処理加工施設の人材育成について取り組む エ ICTの活用による情報管理の効率化について取り組む オ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進について取り組む カ 新規に鳥獣被害防止総合支援事業に取り組む キ 整備事業に取り組む場合において、ジビエ等利活用の推進を通じて効果的な捕獲活動に取り組む	1 1 1 1 1 1 1

注1) 1の総合性に関する審査の取組内容の有害捕獲とは、捕獲体制の整備、捕獲機材の整備、処理加工施設の整備、捕獲技術高度化施設の整備、生息状況調査等に係る取組。

注2) 3及び4については、いずれかの取組内容についてのポイントを算定できるものとする。5については各取組内容に応じて、それぞれのポイントを加算できるものとする。

注3) 5のその他のイについては、コンソーシアムが推進事業、整備事業の両事業を行う場合に一体的に取り組むものとして付与できるものとする。

注4) 5のその他のカについては、過年度、コンソーシアムにおいて、鳥獣被害防止総合支援事業に取り組んでいない場合に算定できるものとする。

別表 3

事業内容	上限額/地区
<ul style="list-style-type: none"> ・当初の計画どおりに、2年目に新たな機器を活用した実証に取り組む ・当初の計画外の実証として、初年度の事業評価等を踏まえ取組を改善・発展させるために新たな機器等の導入に取り組む 	1,200 万円
<ul style="list-style-type: none"> ・当初の計画どおりに、初年度に実証した機器について、取組の対象地域を拡大し機器を追加導入する ・当初の計画外の実証として、新たな機器等の導入に取り組む 	900 万円
<ul style="list-style-type: none"> ・当初の計画外の実証として、初年度に実証した機器について、取組の対象地域を拡大し単に機器を追加導入する ・初年度の実証の継続又は横展開のみに取り組む 	600 万円

注1) 令和7年度にスマート捕獲等普及加速化事業分として割当したものの、当初の計画通りに活用せずモデル地区が属する都道府県において他の事業に流用した場合、又は割当額のうち未執行となった額が5%以上の場合は、当該流用額及び未執行額分を令和8年度の上限額から減額する。

注2) 上記の調整を経てなお要望額が予算額を超過する場合、事業実施主体における自己負担額を考慮し、予算額の範囲内で配分する。

別表 4

審査項目及び取組内容の基準	ポイント
<p>1 実施体制等に関する審査</p> <p>ア 事業実施地区内（都道府県が事業実施主体の場合にあってはモデル地区を整備する地区内。イ及びウにおいて同じ。）で、これまでに I C T機器を活用した鳥獣被害防止対策に取り組んでいる</p> <p>イ 事業実施地区内で、これまでに加害鳥獣の生息状況や被害発生箇所、鳥獣被害防止対策の実施状況等の可視化に取り組んでいる（アナログ含む。）</p> <p>ウ 事業実施地区内で、これまでにデータを活用した鳥獣被害防止対策に取り組んでいる</p> <p>エ 事業実施に当たって助言を受ける専門家が I C Tを活用した鳥獣被害防止対策に精通する者である</p> <p>オ 事業実施主体となる自治体において、鳥獣被害防止対策の専門員を配置している</p> <p>カ 事業費のうち、国費に対する事業実施主体負担の費用の割合について</p> <p>(1) 事業費に占める国費以外の費用の割合が 3 割以上</p> <p>(2) 事業費に占める国費以外の費用の割合が 1 割以上 3 割未満</p> <p>(3) 事業費に占める国費以外の費用の割合が 1 割未満</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>5</p> <p>3</p> <p>1</p>
<p>2 事業内容に関する審査</p> <p>ア 被害状況の把握にあたり、圃場レベルの被害を把握・可視化する</p> <p>イ 侵入防止柵の設置場所・種類・延長等の柵の整備・維持管理に係る情報を可視化する</p> <p>ウ 耕作放棄地や放任果樹、潜み場、緩衝帯の位置等の生息環境管理に係る情報を可視化する</p> <p>エ モデル地区内における、捕獲者の年齢構成や個人毎の捕獲成果等の状況を整理・可視化する</p> <p>オ エを踏まえた捕獲体制の構築や人材確保策を検討する</p> <p>カ モデル地区における農作物の栽培スケジュールを整理した上で、被害防止期間を設定し、捕獲対策を実施する</p> <p>キ 事業を実施する都道府県内に加え、都道府県外への普及活動を行う</p> <p>ク 事業実施後も継続的に本事業の成果を普及する方針を定めている</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>1</p> <p>1</p>

注 1) 本表における I C Tとは、効果的・効率的な鳥獣被害防止対策の実施に資する情報通信技術及びその情報通信技術と連動して活用するシステムや機器（G I S、ドローン、トレイルカメラ、自動センサーシステム、G P S、遠隔捕獲機器、捕獲通知機器、捕獲確認機器、人工知能（A I）を活用した機器等）とする。

注 2) 1 のアについては、事業実施主体が協議会又は市町村の場合にあっては当該市町村内、都道府県が事業実施主体となる場合にあってはモデル地区を整備する地区の市町村内において、既に I C T機器を活用した被害防止対策に取り組んでいる場合に算定するものとする。

注 3) 1 のイについては、事業実施主体が協議会又は市町村の場合にあっては当該市町村内、都

道府県が事業実施主体となる場合にあつてはモデル地区を整備する地区の市町村内において、既に加害個体の生息状況や被害発生箇所、対策の実施状況等の可視化に取り組んでいる場合（紙の地図への記入等 I C T 機器を活用しない取組を含む。）に算定するものとする。

注 4) 1 のウについては、事業実施主体が協議会又は市町村の場合にあつては当該市町村内、道府県が事業実施主体となる場合にあつてはモデル地区を整備する地区の市町村内において、既にデータを活用した被害対策に取り組んでいる場合に算定するものとする。

注 5) 1 のエについては、当該専門家の専門分野や経験・実績等を踏まえ、I C T 機器を活用した鳥獣被害対策に知見を有する者と判断される場合に算定するものとする。

注 6) 1 のオについては、鳥獣被害対策に係る一定の専門性をもつ人材（以下の①から⑥までのいずれかに該当する者）が、実施隊員や市町村職員として鳥獣被害対策業務に従事している場合、又は鳥獣被害対策を業務とする民間団体等との契約や民間団体等への参画等により当該民間団体等から鳥獣被害対策に係る総合的な助言・支援等を受けている場合に算定するものとする。

- ① 農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録者
- ② 環境省の人材登録事業（鳥獣保護管理プランナー、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター、鳥獣保護管理調査コーディネーター）の登録者
- ③ 農林水産省が主催する地域リーダー育成研修事業等を受講しており、かつ鳥獣被害対策の3年以上の実務経験者
- ④ 大学又は大学院において、鳥獣被害対策や鳥獣保護管理に関する学位（博士、修士、学士）を有する者（鳥獣被害対策や鳥獣保護管理に関する論文で学位を取得した者）
- ⑤ 鳥獣管理士等の鳥獣被害対策や鳥獣保護管理に関する資格保有者（同様の認定を受けている者、専門学校等で鳥獣被害対策や鳥獣保護管理に関する課程等を卒業・修了している者を含む。）
- ⑥ ①から⑤までに該当する者が在籍する、鳥獣被害対策への支援等を業務とする民間団体等又は鳥獣被害対策を実施する市町村等（鳥獣被害対策の先進地域。自身が勤務する市町村は含まない。）への6か月以上の派遣経験を有する者

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。